明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業四）　一
〔告　示〕
○商品先物取引法第百五十五条第一項及び第百五十六条第一項の規定に基づき、大阪堂島商品取引所の上場商品の範囲の変更に係る定款、業務規程及び受託契約準則の変更の認可を行った件（農林水産二一七七）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構令和元事業年度財務諸表、本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、司法書士名簿登録等関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○農林水産省・経済産業省令第四号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十日

農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志